

社団法人建設コンサルタンツ協会 学生懸賞論文
「日本の街は美しいですか」
応募論文

善としての美しさ - 美しい街とは -

東京工業大学大学院社会工学専攻
ノンプロフィットマネジメントコース 博士課程 1年
阿部 名保子
企画を何で知ったか:大学のホームページ

はじめに

美しい街とは、どのような街か。そもそも「美しい」という言葉には、視覚的・聴覚的にきれいで心をうつという意味の他に、精神的に価値があって人の心をうつ、賞賛に値するようなりっぱなものという2つの意味がある。本論文では、前者の視覚的な「美しさ」に対して、後者を「善としての美しさ」と定義したい。一般に、建築家や都市計画の専門家の間で、「美しい街並み」や「美しい景観」という表現を用いるときには、前者の視覚的にきれいなものとして引用している場合が多いのではないだろうか。

昨今、ポスト小泉として総裁選に名乗りを挙げている安倍氏が「美しい国、日本」と題した政権公約を発表した。2006年9月2日の朝日新聞朝刊によると、美しい国を以下のように表している。文化・伝統・自然・歴史を大切にす国、自由と規律の国、イノベーションで新たな成長と繁栄の道を歩む国、世界に信頼され、尊敬され、愛される、リーダーシップのあるオープンな国としている。これは、安倍氏が個人の価値観に基づき定義し、自民党の国会議員・党員、広くは国民に対して、自分の主張を述べたものであるが、安倍氏が選出されれば、この価値観に基づいて政策が行われていくことになるだろう。もちろん、政策実施過程において、国民の意見も踏まえ修正されることがあるかもしれないが、今のところ国民のコンセンサスが得られたものではないと言える。

このように「美しい」は、個人の価値観により多様で主観的な要素を含むものであるが、政策として「美しい」という言葉を用いる場合、普遍的な「善としての美しさ」を定義する必要があるが、現実にはいくつかの問題を含んでいると思われる。まず、公人の政権公約や政府の出す報告書等でこの言葉を取り上げた場合、ある特定の価値観により「美しい」と定義されたものがあっても国民一般の普遍的なものであるかのごとく、善（善きもの）として扱われていくことになることである。また、街づくりの専門家など都市計画に関わる者や行政関係者の多くが、「美しい」という言葉には前述の2つの意味が含まれているにも拘らず、視覚的美しさのみで判断して使用する傾向があることである。しかし、「美しい」という言葉を政策の中で用いる場合、主観的な要素を含む視覚的な美しさのみで判断するのではなく、国民にとっての「善としての美しさ」である必要があると思う。つまり、その「美しい」という基準を誰が判断し、どのような「美しい」街づくりのために規制するかであるが、「善としての美しさ」の定義には民主的なプロセスを踏む必要があると思われる。

本論文では、「美しい」という言葉の定義について、国立市の景観訴訟問題をもとに考察し、政策の中で、「善としての美しさ」を定義することの必要性を述べたい。その上で、「美しい街」とはどのような街であるかを検討したい。

1. 「美しい」ということは、善きことであるのか

「美しい」ということは善であり、「醜い」ということは悪であるのであろうか。一般的に、「美しい国」や「美しい街づくり」と言う言葉を使うとき、「美しきものは善きもの」という前提で語られている。そして、「美しい」ことが善きものであるという前提で、国や市町村は公共政策を推進しているのであろう。今回の懸賞論文でも、この題名はそのような含意をもって、選ばれたのではないだろうか。「美しいことは、醜いことより良い(優る)」とした場合、「美しい」を主観的な要素を含む視覚的な美しさのみで判断する場合、判断者

の価値観に左右されることになる。例えば、「美しい人」を八頭身美人と定義した場合、八頭身でない人は美しくないということになり、八頭身の人が善き人であり、八頭身でない人が悪しき人であることになってしまうからである。そこで、「善としての美しさを備えた人」とは、「美しい」の定義を主観的な要素を含む視覚的な判断基準で定義するのではなく、例えば、「社会のルールを守り、自分の目標に向かって努力し、いきいきと生きている人」のように、国民全体が合意できる普遍的な定義で表されるものでなければならない。

このことは、対象が人間以外の「国」や「街づくり」においても同様に言えると思う。例えば、安倍氏の「美しい国」の定義は視覚的な美しさだけでなく、多様な視点で捉えられており、多くの人に「美しい」という意味の多様性に気付かせてくれたと思える。ただし、安倍氏の掲げる「美しい国」が国民全体の「善としての美しさ」であるかどうかの議論は十分になされているとは言えない。

他方、都市計画などの街づくりにおいて、「美しい」という定義は視覚的なもののみで判断されているのではないかと思う。例えば、景観法に基づく景観条例や地区計画などにおいても、スカイラインや外壁の色など視覚的な美しさを基準とした形態規制になっている場合が多い。例えば、高さ制限を設定する場合、どの高さを当該地域で採用することが適切であるかについて、合理的な議論がなされているだろうか。単に、模型やバーチャルモデルを作って、外側から見た感覚的な基準で設定しているのではないだろうか。もちろん、模型等の検証も重要であるが、地域の人々の長期的なビジョンやマスタープランを踏まえた上での基準を設定する必要があると思われる。つまり、マスタープランの中で、市民はどのような街をつくっていききたいか、市民の同意を得た「美しい街づくり」を定義する必要があるが、住民と行政の間で活発な議論がなされてきたとはいえない。このことは、これまでの日本の都市計画において、用途地域や容積率の設定が、なぜこの地域がこの用途で、この数値なのかを、市民に説明してこなかったことと一致している。つまり、本来なら市民と共有したマスタープランがあって、それを実現するための都市計画規制であるはずなのに、従来はマスタープランなしの都市計画規制であったためである。

さらに、日本では長く景観や街並みなどの「美しさ」を対象とした規制が行われてこなかった理由に、「美しい景観・街並み」というものが、主観的なもので一様に規制することはできないと考えられてきたことがあるが、「美しいもの」が主観的な要素を含む視覚的な美しさのみで定義すると当然に規制することは難しいと思われる。しかし、「善としての美しさ」に限定して定義する場合、「美しさ」を保持したり、創造するためのルールを定めることは道理にかなっていると言えるだろう。従って、「善きこと」を成し遂げるための公共政策の理念や方針として、「美しい」という言葉を用いる場合には、「美しい」ことが「善きこと」である必要があるだろう。そして、「美しい」ということが善きことであるためには、「美しい」が主観的な要素を含む視覚的な美しさのみで判断されるのではなく、多様な視点で国家や地域に普遍的な、「善としての美しさ」を定義することが重要になると思われる。

2. 「美しい」は、誰が決め、判断するのか

では、「美しい」という定義は、誰が決め、判断すべきであろうか。政治家や行政が決めればよいものだろうか。「美しい」という基準は、視覚的な視点からのみ定義をすると、人

それぞれにその判断基準が異なる。例えば、絵画では、ルノアールのような自然な作風の絵が「美しい」と思う人もいれば、ピカソのような斬新的な色合いの絵が「美しい」と思う人もいる。従って、美しさをただ視覚的な視点でのみ定義すると、主観的な定義になってしまう。個人に関することであれば、どんなに主観的であろうと何ら問題はないが、社会的なルールとして皆が守っていくことを規定したり、重要施策として予算を配分していくのであれば、客観的で普遍的な基準が必要になる。

例えば、景観法の基本理念で、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と第1項で記載し、「美しく風格ある国土の形成」や「潤いある豊かな生活環境の創造に不可欠であるもの」を以下の項でもう少し具体的に記載している。

第2項では、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」とし、自然・歴史・文化等に調和したものが良好なものとして定義されている。当該法律では、「良好な景観」と記載されているが、まさしく、「良好な景観」こそ、「美しい景観」と言い換えてよいと思われる。

また、第3項では、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。」とされ、地域固有の特性と密接に関連したもので、住民の合意が得られたものが「良好なもの」として定義されている。

つまり、第2項の自然・歴史・文化等は絶対的に良好であるものとされているのに対し、第3項の地域特性に関連したものについては、地域住民の意向が得られたものについて良好であると定義されていると考えられる。上記の例としては、第2項には京都の寺院・仏閣、白神山地など、世界遺産や重要文化財等に指定されているものなどが、国立市の大学通りなどの各都市や地域の街並みについては、第3項の地域固有の特性に該当すると思われる。従って、この2つの良好な景観として定義できるかどうかの大きな違いは、第3項の地域特性に関連した街並み保存等については、住民の合意が必要ということになる。従って、「良好な景観」には、「住民の合意」が必要となるものがあり、つまり「美しい景観」には住民の合意が必要であると言える。

3. 地域特性に関連した良好な景観とは - 国立大学通りの景観訴訟を例として

景観法制定のきっかけとなった国立大学通りの景観訴訟を参考に、前項までで整理してきた「美しい」の定義を踏まえて、その問題点と課題を検討したい。

国立のマンション景観訴訟とは、JR国立駅から一橋大学前を通過して南に伸びる大学通りの一角に高層マンション計画（当初18階建、後に14階建に変更）が持ち上がり、市民が建築反対運動を起こし、当該高層マンションに対し、高さ20メートルを超す部分の撤去などを求めた民事訴訟のことである。大学通りは、けやき並木と広々とした風景が広がり、学園都市・国立のシンボルとして市民に親しまれていた。また、国立市では国立駅北口でのマンション紛争を契機に、1998年に「都市景観形成条例」を制定し、建築物の高さ

31m又は20m以上のものを対象として国立市と形状、色彩などを協議する事を定めていた。

マンション事業者が事前協議した段階で、国立市は20m以上の建築を認めたが、一転、条例に基づく協議中に国立市はマンション敷地付近を対象とし、高さ20m以下に抑える内容の地区計画を作り、市議会でも地区計画条例が議決された（議決の際、反対派議員を排除したとして後に訴訟が起こっている）。マンション事業者は東京都に建築確認申請を提出し建築確認を取り（2000年1月）地区計画告示の直前に、マンションの建設（根切り工事の開始、杭工事は告示の後）が着工され、差止めを求める訴訟等も起こったが、結局2001年12月に当初の18階を14階建、高さ44mに変更しマンションが完成。翌年から分譲が始まり、現在は350世帯が居住している。

国立市マンション建設に関わる民事訴訟に対し、2002年12月の東京地裁の判決で、「地域の住民たちが長い年月にわたって育ててきた空間・環境・景観に対し、地権者に法的な利益（即ち空間の価値）を認め、例え建築協定や地区計画によって権利が保護されていなくても、保護の対象となる」とし、初めて景観の利益（景観権）を認めた。

こうした結果を不服として明和地所が控訴。2004年10月に東京高裁が出した控訴審判決は一審をくつがえし、一転、住民敗訴を突きつけた。そして、2006年3月、最高裁は「良好な景観の恩恵を受ける利益は法的保護に値する」として景観利益は認めたものの、「利益が法的に侵害されたと言うためには、侵害行為が法令や公序良俗に反したり、権利の乱用に当たるなど、社会的に認められた行為としての相当性を欠く程度のものでなければならぬ」と利益侵害や法令違反のないことを指摘。利益保護には総合判断が求められるとして、住民側の上告は棄却された。

今回の裁判を通して、司法が「景観」を1つの権利として確立したものの、景観利益を認めるには一定の合理性が不可欠であることも指摘されている。この間、国による景観法が成立し、各地で景観条例や地区計画の制定の動きがでてきているが、それらの制定において、景観利益の合理性を見出す必要があるのではないかと思う。それは、ただ視覚的な美しさというだけで基準を設けるのではなく、市民はどのような住環境を守り、創っていくのかを具体的にビジョンとしてまとめあげ、そのためにどのような街並みが好ましいのかのマスタープランを、マジョリティーとしての一般住民（健康で裕福な古くからの住民）だけでなく、商売を行う市民、昼間だけの学生、障害を持つ市民、市内企業の経営者・雇用者など、多様なステークホルダーの総意で創っていく必要がある。そのような民主的なプロセスから生まれる「守り、創りだすべき景観」こそ、善としての美しい景観ではないだろうか。

4. 美しい街とは

美しい街づくりというと、ヨーロッパの中世の街並みが残る都市のように、視覚的に美しいものを指すことが多い。ヨーロッパの街並みは、整った壁面や建物の色合いなど視覚的に美しいだけでなく、古い街並みに今も変わらず昔からの暮らしが続いていることが、誰もが「美しい」と認めるところである所以だと思う。日本にも、誰もが「美しい」と感じる奈良・京都などの古都があるが、普通に人々が暮らしている街並みにも「善としての美しさ」を持つ場所が多く残っているのではないだろうか。例えば、東京の中にも、古くからの商店街が現在も買い物客でにぎわい、細い路地裏に生活臭が残る住宅地があり、決

して都市計画や建築雑誌にはとりあげられないかもしれないが、市民が守りたい生活が息づいている「美しい街」と言えるのではないだろうか。このような「善としての美しさ」を持つ街並みを守り、創っていくことが重要になるが、最初に形態ありきで規制をするのではなく、今の人々の暮らしやコミュニティを壊さないような規制を考えていく必要があると思う。例えば、新たに建築物を建てる場合は、当該建物により周辺で現在生活している人々にどのような影響があるかを常に配慮する必要があるのではないかと思う。そのような配慮を忘れた建物は、廻りの地域や街並みを壊し、当該建物自身も年月が経てばスクラップされてしまうだろう。

戦後、日本の街はその姿を猛スピードで変えてきた。この間、経済性が優先された街づくりが行われ、低層の古い建物が高層建築物に建て替えられ、ホテルが儲かるかと建設した建物が、10年もしないうちに、マンションに建て替えられたりすることが起こっている。このようなスクラップアンドビルドの街づくりでは、人が生活するために良好で美しい街を創り出すことはできないだろう。都市計画は市民にとって善となる「美しい街づくり」を行うことがミッションであり、一部の者に利益をもたらすような経済効率のためのツールではないはずである。しかし、これまでの日本の都市計画ではコンセプトを置き去りにして、欧米の制度を模倣してきたため、何のために、どのような規制を行うかの理念が欠如していたのではないだろうか。日本の街が美しくなるためには、民主的なプロセスを踏まえた「善としての美しさ」を市民の総意で定義し、それに向かって有効な戦略を実施することが必要になるだろう。